

改 正 案							現 行							
別表1 消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率							別表1 消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率							
1 食料安全保障確立対策推進交付金							1 食料安全保障確立対策推進交付金							
区分	目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経費	交付率	区分	目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経費	交付率	
I. 食料安全保障確立対策推進交付金	1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	I. 食料安全保障確立対策推進交付金	1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	2 伝染性 疾病・病害 虫の発生予 防・まん延 防止	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		2 伝染性 疾病・病害 虫の発生予 防・まん延 防止	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(4) 重要 病虫害の 特別防除 等	(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)			(4) 重要 病虫害の 特別防除 等	(1)・(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(3) 特殊病虫害緊急 防除 重要病虫害のうち植物防疫法に基づく防除等の国内植物検疫の対象になり得るものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除を行う。 <u>このほか、国内で新たに発生しているおそれがある重要な病虫害については、初動防除に必要な資材の備蓄を行う。</u> また、重要病虫害が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために緊急に防除を行う。						(3) 特殊病虫害緊急 防除 重要病虫害のうち植物防疫法に基づく防除等の国内植物検疫の対象になり得るものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除を行う。 また、重要病虫害が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために緊急に防除を行う。					
			(4) (略)							(4) (略)				

	3-1・3-2 (略)	(5) (略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)			3-1・3-2 (略)	(5) (略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
--	-------------	----------------	------------	------------	------------	------------	--	--	-------------	----------------	------------	------------	------------	------------

2 食料安全保障確立対策整備交付金【公債発行対象経費】

区分	目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経費	交付率
Ⅱ．食料安全保障対策整備交付金	伝染性 疾病・病 害虫の発 生予防・ まん延防 止	家畜衛生 の推進	(1) (略) (2) 飼養衛生管理向上 施設整備 家畜飼養農場にお ける野生動物侵入防 止柵、離乳豚舎前 室、 <u>豚飼養農場にお ける車両消毒エリ ア、鶏舎入気口フィ ルター及び細霧装置</u> を整備する。 (3) <u>農場の分割管理の 導入に係る施設整備 家畜飼養農場の分 割管理に当たり追加 で必要となる施設等 を整備する。</u>	事業メニュー 及びその内容 の欄の(1)に ついては、都 道府県とす る。 事業メニュー 及びその内容 の欄の(2)及 び(3)につい ては、以下の とおりとす る。 ただし、都道 府県及び市町 村を除き、整 備しようとする 畜産経営体 が直接所属す るものとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 連合会 農業協同組合 自衛防疫の推 進等家畜衛生 の向上を目的 とする団体 生産者の組織 する団体 特認団体	都道府県又 は政令指定 都市が本要 綱に基づい て行う事業 に要する経 費 <u>左欄に規定 する事業実 施主体(都 道府県及び 政令指定都 市を除く。)</u> が本 要綱に基づ いて行う事 業に要する 経費を都道 府県が交付 する経費 事業メニュ ー及びその 内容の欄の (1)から(3) までの事業 の実施に関 し、事業の 推進に必要な 事務並び に指導監督 及び調査検 討を行うの に要する経 費(附帯事 務費)	事業費の 定額 (1/2以 内)とす る。 ただし、 事業メニ ュー及び その内容 の欄の (2)及び (3)に要 する経費 については 消費・安 全局長が 別に定め るところ による。 なお、地 域提案型 事業の交 付率は類 似の事業 メニュー の交付率 を準用す るもの とする。

2 食料安全保障確立対策整備交付金【公債発行対象経費】

区分	目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経費	交付率
Ⅱ．食料安全保障対策整備交付金	伝染性 疾病・病 害虫の発 生予防・ まん延防 止	家畜衛生 の推進	(1) (略) (2) 飼養衛生管理向上 施設整備 家畜飼養農場にお ける野生動物侵入防 止柵、離乳豚舎前室 <u>及び豚飼養農場にお ける車両消毒エリア</u> を整備する。 (新設)	事業メニュー 及びその内容 の欄の(1)に ついては、都 道府県とす る。 事業メニュー 及びその内容 の欄の(2)に ついては、以 下のとおりと する。 ただし、都道 府県及び市町 村を除き、整 備しようとする 畜産経営体 が直接所属す るものとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 連合会 農業協同組合 自衛防疫の推 進等家畜衛生 の向上を目的 とする団体 生産者の組織 する団体 特認団体	都道府県又 は政令指定 都市が本要 綱に基づい て行う事業 に要する経 費及び左欄 <u>に規定する 事業実施主 体(都道府 県及び政令 指定都市を 除く。)</u> が本 要綱に基づ いて行う事 業に要する 経費を都道 府県が交付 する経費 事業メニュ ー及びその 内容の欄の (1)及び(2) までの事業 の実施に関 し、事業の 推進に必要な 事務並び に指導監督 及び調査検 討を行うの に要する経 費実施に関 し、事業の 推進に必要な 事務並び に指導監督 及び調査検 討を行うの に要する経 費(附帯事 務費)	事業費の 定額 (1/2以 内)とす る。 ただし、 事業メニ ュー及び その内容 の欄の (2)のう ち、離乳 豚舎前室 整備に要 する経費 については 消費・安 全局長が 別に定め るところ による。 なお、地 域提案型 事業の交 付率は類 似の事業 メニュー の交付率 を準用す るもの とする。

改正案

現行

別表2

- 1 (略)
- 2 食料安全保障確立対策整備交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
II 伝染性疾病・病害虫の発生 予防・まん延防止 1 家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率	家畜保健衛生所等における診断の迅速化・高度化及びバイオセキュリティの確保並びに家畜飼養農場における飼養衛生管理向上体制の整備及び農場の分割管理の導入により家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図るため、これらの施設ごとに、その活用によるバイオセキュリティの向上率について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。

別表2

- 1 (略)
- 2 食料安全保障確立対策整備交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
II 伝染性疾病・病害虫の発生 予防・まん延防止 1 家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率	家畜保健衛生所等における診断の迅速化・高度化及びバイオセキュリティの確保並びに家畜飼養農場における飼養衛生管理向上体制の整備により家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図るため、これらの施設ごとに、その活用によるバイオセキュリティの向上率について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。

改 正 案	現 行
<p>別記様式第1号-5 (第6関係)</p> <p>(略)</p> <p>留意事項</p> <p>1 「目標値」の欄は、要綱別表2の目標値の欄に掲げる内容を記入する。 なお、「事業実施後」の欄は、設置又は整備した翌年度及び翌々年度に達成すべき平均年間目標を記入する。<u>ただし、農場の分割管理の導入に係る施設整備を行う場合であって、整備を開始する年度又はその翌年度までに分割管理が完了しないときは、翌々年度に達成すべき目標を記入する。</u></p> <p>2 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>別記様式第1号-5 (第6関係)</p> <p>(略)</p> <p>留意事項</p> <p>1 「目標値」の欄は、要綱別表2の目標値の欄に掲げる内容を記入する。 なお、「事業実施後」の欄は、設置又は整備した翌年度及び翌々年度に達成すべき平均年間目標を記入する。</p> <p>2 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。 <u>なお、要綱別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューの(2)飼養衛生管理向上施設整備のうち、野生動物侵入防止柵の整備については、既存柵と合わせて周囲柵を構築する場合を除き、農場周囲の一部のみを整備する計画は原則として認めない。</u></p> <p>3 (略)</p>

別記様式第1号-7 (第6関係)

(略)

留意事項

1 本様式は、別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューのうち、(2)飼養衛生管理向上施設整備を実施する事業実施主体が、豚飼養農場における施設整備計画を有する場合又は(3)農場の分割管理の導入に係る施設整備を実施する場合に、都道府県が当該農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況を確認の上、提出すること。

2～6 (略)

別記様式第1号-7 (第6関係)

(略)

留意事項

1 本様式は、別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューのうち(2)飼養衛生管理向上施設整備を実施する事業実施主体が、豚飼養農場における施設整備計画を有する場合に、都道府県が当該農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況を確認の上、提出すること。

2～6 (略)

附 則

この通知による改正は、令和5年11月29日から施行する。